

## 社会保険労務士業務報酬基準

平成18年4月1日現在

税込み金額で表示

委託項目	報酬算定基準				
<b>1. 顧問報酬</b>					
◇ 御社の顧問社会保険労務士として、社会・労働保険諸法令に関する書類作成・提出代行および労務管理に関する総合的相談を行う	人 数	月額報酬	人 数	月額報酬	
	4人以下	21,000円	50人以下	63,000円	
	10人以下	26,250円	70人以下	73,500円	
	15人以下	31,500円	100人以下	94,500円	
	20人以下	36,750円	100人超	別途協議	
	30人以下	47,250円			
<b>2. 個別事務代理業務</b>					
◇ 個別の依頼に基づき、社会・労働保険諸法令に関する書類作成・提出代行および労務管理に関する総合的相談を行う	依頼内容	報酬金額			
	①労働保険年度更新	31,500円 (建設42,000円) (賃金が集計されている場合は、10,000円引)			
	②算定基礎届、賞与支払届	21,000円 (5人以上1人ごとに1,050円加算)			
	③労災保険処理 療養補償給付	21,000円 (その他の労災処理は別途協議)			
	④その他の届出処理	原則10,500円 (複雑なものは別途協議)			
※ 顧問先については、①～④に係る費用はいただきません。(簡易・別途協議のものを除く)					
<b>3. 新規事業所適用業務</b>					
◇ 会社の新規に伴う社会・労働保険の新規事業所適用に関する書類作成・提出代行業務	人 数	社会保険	労働保険		
	4人以下	52,500円	31,500円		
	10人以下	63,000円	42,000円		
	20人以下	84,000円	62,000円		
※ 以降1人増すごとに1,050円加算					
※ 顧問先については、上記金額の70%とします。					
<b>4. 各種規程類の作成・改定</b>					
◇ 就業規則・給与規程等、各種規程の作成・改定業務	作 成	見 直 し			
	就業規則	210,000円	105,000円 (パート・嘱託等は別途相談)		
	給与規程	105,000円	52,500円 (パート・嘱託等は別途相談)		
	育児・介護	52,500円			
	その他規程	31,500円より			
※ 見直しの場合で、当方で初めから入力の場合は、プラス52,500円とします。					
<b>5. 各種助成金の申請</b>					
◇ 各種助成金の書類作成、申請業務	助成金の種類に応じて10%～20%の間で別途定める。 ただし、52,500円を最低基準とする。				
<b>6. 年金の裁定請求</b>					
◇ 高齢年金、遺族年金、障害年金の支給申請業務	一件21,000円 ※ 障害年金については、受給の可否が不明確のため別途相談とする。				
<b>7. 給与計算業務</b>					
◇ 月次の給与計算と賞与支給時の賞与計算、および年末調整業務	基本報酬	月額 21,000円			
	5人以上は一人増すごとに525円加算				
	年末調整、賞与計算は一月分とする。				
<b>8. 人事賃金制度の作成</b>					
◇ 当社の現状に合わせた人事賃金制度、退職金制度の作成・提案を行います	料金については、現状ヒアリングの上、別途お見積もりいたします。				

※ 上記報酬基準は原則であり、相談内容、状況等の特殊事情により変動する場合があります。